

○茨城県立医療大学附属病院リハ体制検討部会要領

平成17年12月 5日

第15回病院幹部会決定

(目的)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学附属病院運営委員会要綱第2条第3項に基づいて、茨城県立医療大学附属病院リハ体制検討部会(以下「部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部長及びリハビリテーション部長
- (2) 診療部各科長
- (3) リハビリテーション部各科長及び各副科長
- (4) 看護部看護師のうち看護部長が指名する者
- (5) 病院管理課長
- (6) 病院長が指名する者(若干名)

(協議事項)

第3条 部会は、運営委員会の要請を受けて、以下の事項を協議する。

- (1) 院内リハ体制の整備に関する事項
- (2) 診療報酬の改定に伴う対応に関する事項
- (3) 運営委員会より要請された事項

(部会長及び副部会長)

第4条 部会には部会長を置き、診療部長をもってこれに充てる。

2 部会には副部会長を置き、リハビリテーション部長をもってこれに充てる。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある場合にその職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は部会長が招集し、その議長を務める。

2 部会は、委員の半数以上の出席をもって有効に成立したものとみなす。

(構成員以外の出席)

第6条 部会長は、必要があると認められる場合は、会議に係る職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議事録は事務局が作成し、部会長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(事務)

第8条 部会に関する事務は、病院管理課で処理する。

付 則

この要領は、平成17年12月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。